

神奈川県市町村職員共済組合一般競争入札事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、神奈川県市町村職員共済組合（以下「組合」という。）が、売買、賃貸借、請負等の契約についての一般競争入札を行う場合において、組合から競争参加資格を認められ入札を行う者（以下「入札者」という。）が守らなければならない事項を定め、入札の適正かつ円滑な執行を図ることを目的とする。

(入札者の代理)

第2条 入札者は、入札に係る権限を他の者に代理させることができる。
2 入札者又は入札者の代理人は、当該入札に係る他の入札者の代理を兼ねることはできない。

(法令等の遵守)

第3条 入札者（その者の代理人を含む。以下同じ。）は、本要領のほか、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の法令、当該一般競争入札に関する公告及び仕様書の記載事項を遵守しなければならない。
2 入札者は、入札に関し、入札担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、又は不穏な言動等により正常な入札の執行を妨げ、若しくは他の入札参加者の迷惑になることを避けるほか、節度ある態度を保持しなければならない。

(入札等)

第4条 入札できる者は、1社につき入札者の1名以内とし、公告された日時までに入札を行わなければならない。
2 入札者は、公告された入札期限までに必要書類の提出が遅れたときは、入札できない。
3 入札者は、別紙様式第1号による入札書を作成し、封かんのうえ、入札者の氏名を表示し、入札担当職員の指示するところにより持参又は郵送で入札しなければならない。
4 入札者は、代理人をして入札させるときは、別紙様式第2号による委任状を提出しなければならない。

(入札の辞退)

第5条 入札者は、入札の執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札者は、入札を辞退するときは、その旨を入札日前までに別紙様式第3号による入札辞退届を作成し、組合に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達したものに限る）により行う。

(入札の取り止め等)

第6条 組合は、入札の執行に際して、入札者が連合し、又は不穏な言動等をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

- 2 組合は、入札の施行に際して、天変地異その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることができる。

(開札)

第7条 開札は、入札後直ちに、その場において入札事務に関係のない組合職員を立ち合わせて行うものとする。

(入札の無効)

第8条 次の各号に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札
- (2) 委任状を持参しない代理人の入札
- (3) 記名押印を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 語字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 明らかに連合によると認められる入札
- (7) 同一条件の入札について、他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) その他、公告及び仕様書等で求めた条件に違反したと認められる入札

(落札者の決定)

第9条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 2 落札者を決定したときは、口頭又は書面により、直ちにその旨を落札者に通知する。

(再度の入札)

第10条 開札をした場合において、各人の入札のうち落札となるべき価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 再度の入札の回数は、2回を限度とする。

3 入札が無効となった者は、再度の入札に参加することができない。

(落札となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

(契約書の案の提出)

第12条 契約書を作成する場合においては、落札者は、落札通知を受けた日から7日以内に、契約書の案を記名押印のうえ、組合に提出しなければならない。ただし、組合の承諾を得てこの期間を延長することができる。

2 落札者が前項の期間内に契約書の案を提出しなかった場合には、その落札の効力を失う。

(契約の確定)

第13条 契約は、前条第1項の規定により提出された契約書の案に組合が記名押印することにより、契約が確定するものとする。

(異議の申立て)

第14条 入札者は、入札後、この要領、契約書、契約事項の各条項、仕様書、図面、現場説明事項についての不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。